

学校いじめ防止基本方針

熊本県立人吉高等学校定時制

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校は、学校綱領である「礼節」「勤労」「進取」の精神を基調とし、心豊かで調和のとれた、社会に貢献できる生徒を育てることをめざしている。

いじめの問題は、どの生徒にも起こりうるものであり、生命または身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も存在しており、人権に関わる重大な問題である。したがって、「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、生徒、教職員、保護者等学校全体を含めた社会全体で高めていくことが必要である。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義と様態

(1) 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの様態

具体的ないじめの様態は次のようなものが想定される。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 学校におけるいじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される組織「いじめ問題対策委員会」を設置する。定期的に会議を開催し、下記（2）の活動を行う。

(1) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、人権同和教育担当者、生徒指導主事、進路指導主事、養護教諭

(2) 組織の活動

- いじめ防止の取組の実施や年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有
- いじめの情報共有、生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に実施するための中核

4 年間計画

- (1) 年間を通じて、週初めの連絡会における、各担任による生徒の情報交換会を行う。
- (2) (4月) 新入生生徒理解研修
- (3) (6月) 本校作成による「いじめアンケート」による実態調査
- (4) (12月) 県教育委員会の「心のアンケート」による実態調査
- (5) (12月) スクールソーシャルワーカーによるいじめ防止研修
- (6) (1月) 人権同和教育講演会
- (7) (3月) スクールソーシャルワーカーによるいじめ防止研修
- (8) (3月) 新入生の情報収集のための、中学校訪問

5 学校におけるいじめの未然防止及び早期発見のための取組

- (1) いじめの防止
互いの良さや個性を尊重し、一人ひとりの人権が尊重される学校風土を創ると共に、教師の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導にも細心の注意を払う。
- (2) いじめの早期発見
「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員が持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に生徒に関わり、いじめを隠したり、軽視することなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。また、定期的にアンケート調査を行うなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- (3) いじめに対する措置
いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、別紙①「いじめ問題対策マニュアル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

6 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと校長が判断した場合、または、いじめにより生徒が一定期間連続して欠席することを余儀なくされていると校長が判断した場合には、別紙②「いじめ防止推進法に基づく重大事態に関する対応フロー」により、直ちに、県教育委員会に報告すると共に、調査組織（いじめ問題対策委員会）においてすみやかに事実関係の調査を行う。その際、児童生徒や保護者のプライバシーへの配慮、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための必要な支援も行う。

7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかをいじめ問題対策委員会で点検し、必要に応じて見直しをし、学校評価アンケート等を利用して、全生徒、全教職員、保護者がいじめ防止対策に関わることができるようにする。

いじめ問題対策マニュアル

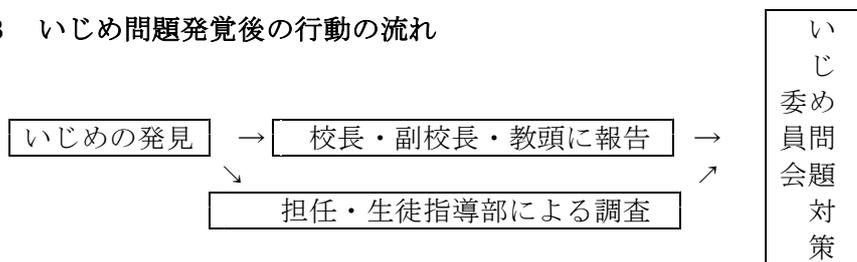
1 本校のいじめ問題に対する対策

- ・全職員が生徒の言動等に細心の注意を払いながら、情報の収集に努め、いじめがなくなるように努力する。
- ・生徒が相談できるように、生徒と教職員の信頼関係づくりに努める。
- ・いじめの早期発見、早期対応ができるような体制づくりに努める。
- ・教職員の人権意識の向上に努める。
- ・家庭や地域間との連携を深める取り組みを行う。

2 いじめ実態把握のための取り組み

- ・6月、12月のいじめ実態調査をおこなう。特に6月は新入生にとって、学校生活にも慣れはじめ、人間関係のトラブルがおこりやすい時期でもある。
- ・6月のアンケート後に、第1回いじめ問題対策委員会を開催する。
- ・12月のアンケート後に、第2回いじめ問題対策委員会を開催する。
- ・3月に、年間のまとめとして、第3回いじめ問題対策委員会を開催する。
- ・各週始めの職員連絡会における生徒状況報告会を開催することで、全教職員が生徒の状況を把握する。

3 いじめ問題発覚後の行動の流れ



4 いじめ発覚後の対応

①いじめられた生徒への対応

- ・いじめの事実について、事実確認を行った上で保護者との間に共通認識が得られるように努力する。
- ・いじめられた生徒に対しての心のケアについて、役割分担をおこない、組織的に実施する。

②いじめた生徒に対する対応

- ・いじめた生徒と、その保護者に対する対応をいじめ問題対策委員会で検討し、問題解決を図る。

③周囲への対応

- ・学級や周囲の子どもへの対応、状況によっては当該学級の保護者への説明や対応もいじめ問題対策委員会で検討し、役割分担において対応する。

④事後の指導

- ・いじめ問題解決後も担任や生徒指導部が継続して経過を観察し、事後の対応にあたる。また、事後の指導内容においては随時、管理職に報告する。